

人口減少・地域活性化対策特別委員会

本人口減少・地域活性化対策特別委員会に付託された事項
について調査結果を報告します。

令和6年3月14日

人口減少・地域活性化対策特別委員会

委員長 川添 博

宮崎県議会議長

瀨砂 守 殿

人口減少・地域活性化対策特別委員会報告書目次

I	特別委員会の設置	69
II	調査活動の概要	69
1	人口減少・少子化対策に関すること	70
(1)	人口減少対策等の取組	70
①	宮崎県総合計画の概要	70
②	主な人口減少対策の概要等	70
ア	移住・U I J ターンの促進	70
イ	産業人材の確保・育成	70
ウ	持続可能な中山間地域づくり	70
エ	結婚・出産・子育て支援	70
オ	新たなアクションプランにおける取組	71
(2)	少子化の現状を踏まえて本県が目指す将来像とその実現に向けた取組	71
①	目指す将来像	71
②	目指す将来像の実現に向けた取組	71
(3)	「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進	71
①	子どもの貧困対策	72
ア	コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果（令和4年度実施）	72
イ	取組	72
②	ひとり親家庭支援	72
ア	現状と課題	72
イ	取組	73
③	ヤングケアラー支援	73
ア	現状と課題	73
イ	取組	73
(4)	県内で働く人を育てる、確保する取組	74
①	雇用・労働の現状と課題	74
②	多様な人材の活躍推進	74
ア	女性を対象とした取組	74
イ	若者を対象とした取組	75
ウ	U I J ターン希望者を対象とした取組	75
エ	県外学生への情報提供	75
オ	技能者等を対象とした取組	75

カ	働きやすい職場づくりのための取組	75
③	産業人材の育成・確保	76
ア	ものづくり分野の取組	76
イ	I C T分野の取組	76
(5)	県内企業の成長促進や産業づくり	76
①	現状と課題	76
②	中小・小規模企業の振興	77
ア	商工会等を通じた事業者支援	77
イ	技術開発の支援	77
③	県内経済をけん引する企業の育成	77
ア	現状と課題	77
イ	取組	77
④	成長産業の振興	78
ア	現状と課題	78
イ	取組	78
⑤	戦略的な企業立地の推進	78
ア	現状と課題	78
イ	取組	79
(6)	県内外の取組	79
①	人口減少対策（三股町）	79
②	働き方改革の観点からの少子化対策（株式会社ワーク・ライフバランス）	79
③	困難を抱える子どもの支援の取組(NPO法人SOS子どもの村JAPAN)	80
④	企業の地域貢献の取組	80
ア	株式会社ミヤザキ	80
イ	株式会社パソナ	80
(7)	県への提言	81
①	総合的な施策の推進	81
②	地方回帰の流れを一過性で終わらせない効果的な施策の推進	81
③	実効性のある人口減少・少子化対策の推進	81
④	困難を抱える子どもの把握と支援	82
⑤	女性や若者の就業支援の促進	82
⑥	企業の人材確保支援の促進	82
2	中山間地域の維持・活性化、空き家対策・移住定住促進に関すること	82
(1)	宮崎県中山間地域振興計画	82
①	計画の概要	83
②	中山間地域の現状、取り巻く環境の変化	83

③ 施策の展開	83
ア 「ひと」の施策の方向性、重点施策	83
イ 「生活」の施策の方向性、重点施策	83
ウ 「しごと」の施策の方向性、重点施策	84
(2) 中山間地域振興に向けた施策（「ひと」の施策）	84
① 移住・定住の促進	84
② 地域おこし協力隊の定着に向けた取組	84
③ 移住者のための空き家対策の取組	84
(3) 中山間地域振興に向けた施策（「生活」の施策）	85
① 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」	85
② 地域運営組織	85
(4) 中山間地域振興に向けた施策（「しごと」の施策）	86
① 農水産業・農山漁村を支える担い手の確保・育成の取組	86
② 中山間地域の多様な担い手確保・育成の取組	86
③ 林業を支える担い手確保・育成の取組	86
(5) 県内外の取組	87
① 移住・定住の促進（美郷町）	87
② 社会貢献型空き家バンク（福岡市社会福祉協議会）	87
③ 地域の担い手確保の取組（協同組合もろつかわーく）	88
(6) 県への提言	88
① 部局横断的な対策の推進	88
② 現状を分析・検証した移住・定住対策の推進	88
③ 地域運営組織の運営支援	89
④ 地域産業の担い手確保支援	89
3 地域公共交通に関すること	89
(1) 地域公共交通の現状と取組	89
① バス	89
② 鉄道	90
③ タクシー	90
(2) 宮崎県地域公共交通計画	90
① 計画の概要	90
② 施策・事業	91
ア 需要の掘り起こし	91
イ 運行の最適化・効率化	91
ウ 運行基盤の整備・充実	91
(3) 県内外の取組	91

①	交通事業者の取組（宮崎交通株式会社）	91
②	住民の移動手段確保・移動支援の取組	92
ア	西米良村	92
イ	NPO法人東米良創生会	92
ウ	徳島県	93
(4)	県への提言	93
①	持続可能な公共交通の実現へ向けた国への要望	93
②	関係機関との連携による運行の最適化・効率化	93
③	新たな交通手段の検討	94
4	デジタル化の推進（A Iの活用を含む）に関すること	94
(1)	デジタル化への取組	94
①	行政におけるデジタル化の取組	94
ア	行政手続きのオンライン化の推進	94
イ	デジタルツールを活用した業務効率化	94
ウ	S N S ツールの利活用拡大	95
エ	庁内におけるデジタル人材育成	95
オ	市町村のデジタル化支援	95
②	産業におけるデジタル化の取組	95
ア	啓発、理解促進	95
イ	人材育成	95
ウ	実装支援	96
(2)	A Iの活用	96
①	行政におけるA Iの活用	96
②	産業におけるA Iの活用	97
(3)	県内外の取組	97
①	デジタル技術を活用した地域活性化の取組（椎葉村）	97
②	少子高齢化・人口急減の中でもヘルスケア領域のサービスを維持する取組（都農町）	97
(4)	県への提言	98
①	地域の実情に危機感を持ったデジタル化の推進	98
②	デジタル化推進における県の役割の強化	98
③	デジタル社会を支える人材の育成・確保	98
III	結 び	99
IV	委員会設置等資料	101

1	特別委員会の設置	103
2	委員名簿	104
3	委員会活動経過の概要	105
	《参考資料》	109

I 特別委員会の設置

人口減少・地域活性化対策特別委員会は、令和5年5月臨時会において、人口減少及び地域活性化に関する所要の調査活動を行うことを目的として設置されたものです。

II 調査活動の概要

本県の人口は、平成7年の117万6千人をピークに減少傾向にあり、減少スピードは加速しています。将来推計では、令和12年頃には100万人を割り込み、その後も減少が続き、特に、生産年齢人口である15歳から64歳が大きく減少し、地域や産業を支える担い手不足は一層進行する見通しです。このような中、地域経済の規模が縮小したり、地域生活の維持が困難となることが懸念されるなど地域が直面する課題は深刻化しています。

県では、将来人口の見直しをはじめ、これから先、本県が直面する様々な課題や今後の方向性を改めて整理し、令和22年(2040年)を展望した宮崎県総合計画2023「長期ビジョン」と、今後4年間の実行計画となる「アクションプラン」を策定し、人口減少対策を最重要課題として取組を進めています。県議会としても、人口減少に加え、コロナ禍を契機としたデジタル化の進展をはじめ、社会情勢が大きく変化する中、全ての県民が活躍できる社会、安心して豊かに暮らせる地域をつくることのできるよう、本県が今後どのようにあるべきか、またそれに向けた県の取組などを精査しながら、県とともに取組を進めていく必要があります。

こうした認識の下、当委員会では、①人口減少・少子化対策に関すること、②中山間地域の維持・活性化に関すること、③空き家対策、移住・定住促進に関すること、④地域公共交通に関すること、⑤A Iの活用法に関することの5項目を調査事項として決定し、所要の調査活動を行ってきました。

調査に当たっては、関係部局に調査事項についての現状や課題、施策等について説明を求めるとともに、県内外の先進的な取組について現地調査（オンライン調査を含む）を実施し、意見交換を行うなど、現状や課題の把握に努めたところです。

当委員会の活動経過については資料のとおりですが、ここで総括して報告します。

1 人口減少・少子化対策に関すること

(1) 人口減少対策等の取組

① 宮崎県総合計画の概要

宮崎県総合計画は、令和22年の理想の将来像を描き、その実現に向けて解決すべき課題や今後の方向性を明らかにし、これから進むべき道筋を示したものです。

長期ビジョンの基本理念は、変化の時代にあっても誰もが楽しさや幸せを実感できるような「安心と希望の未来への展望」とし、目指す将来像を「人、暮らし、産業」の3つの側面から描いています。目指す将来像を実現していくためには、人口減少を前提としながらも、自然や歴史、文化など本県が有する独自の価値や魅力に、これからの社会に必要な要素を掛け合わせて新たな価値の創造へつなげていくことが重要であるとして、そのための要素に「持続可能性」、「デジタル・先端技術・イノベーション」、「人材力」、「地域力」、「きずな・つながり」の5つをあげています。施策の方向性は「人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持」、「くらしを支え、未来を拓く産業づくり」、「人生を豊かに過ごせる地域づくり」、「将来の人口安定化に向けた社会づくり」の4つを柱としています。

② 主な人口減少対策の概要等

ア 移住・U I J ターンの促進

県外3か所と宮崎市にあるU I J ターンセンターの相談体制の強化や、移住相談会、各種支援等に取り組んでおり、移住世帯数、移住者数ともに増加しています。今後、更なる受入環境の整備や情報発信の強化が課題です。

イ 産業人材の確保・育成

県内企業に就職した若者に対する奨学金返還の支援やインターンシップ、就職説明会の開催などに取り組んでおり、県内高校・大学の県内就職率は上昇傾向にあります。今後の課題として、若者・女性・外国人材など多様な担い手の確保・育成や、生産性向上等に向けた更なるデジタル化・スマート化等が必要です。

ウ 持続可能な中山間地域づくり

日常生活に必要な機能やサービスなどを提供する主体となる地域運営組織や、農林業や製造業、観光業など地域全体での仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、地域産業の担い手を確保する特定地域づくり事業協同組合の設立支援、地域医療・介護や公共交通網などの維持・確保に向けた支援に取り組んでいます。

課題として、さらなる移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大、デジタル技術等の活用による日常生活に必要な機能やサービスの維持・確保などがあります。

エ 結婚・出産・子育て支援

出会いの機会の創出や総合的な相談体制の整備、県民運動を通じた地域や企業の取組

支援などに取り組んでおり、一定の成婚数をあげるとともに、保育所の待機児童数ゼロを達成しました。今後も出会い・結婚・出産・子育てまで切れ目のない支援を強化していく必要があります。

オ 新たなアクションプランにおける取組

これまでの取組や課題を踏まえ、新たなアクションプラン（計画期間：令和5年度から令和8年度）では、人口減少下においても安心して住み続けられる持続可能な地域づくりを推進しながら、将来の人口安定化に向けた社会づくりに取り組むこととしています。

（2）少子化の現状を踏まえて本県が目指す将来像とその実現に向けた取組

① 目指す将来像

宮崎県総合計画アクションプランの「「みやざき」の未来を創る人材の育成・活躍」において、「子どもを生み育てやすい県づくり」を政策の一つに位置づけており、その重点項目として「結婚・出産の希望がかなう環境づくり」と「安心して子育てしやすい環境づくり」の2つを掲げています。具体的には、外部有識者等による議論を踏まえた少子化対策の強化や、みやざき結婚サポートセンター等による出会い・結婚の機会の創出等のほか、様々な出産・子育て支援施策を展開しています。令和8年に向けての指標は合計特殊出生率を令和3年の1.64から1.8台に、みやざき結婚サポートセンターを通じた成婚数の累計を令和4年度の136組から204組にするとしています。

② 目指す将来像の実現に向けた取組

「結婚前」のステージでは、学生や社会人を対象とした「ライフデザイン事業」を実施したり、「出会い・結婚」では、みやざき結婚サポートセンターを設置し、結婚を希望する会員向けに1対1の出逢いの場の創出などを行っています。

また、「妊娠・出産」では、不妊治療費の経済的支援を行う「不妊治療費支援事業」や、妊産婦健診受診のための通院に要する費用の一部を助成する「妊産婦健診通院支援事業」等に取り組んでおり、「子育て」では、病児保育の利用料無償化といった「病児保育利用促進事業」や、おむつのサブスクリプション等に取り組む市町村を支援する「おむつの負担軽減モデル事業」、幼児教育・保育の無償化など、様々な施策に取り組んでいます。

少子化対策推進のためには、市町村をはじめ、県民や企業等と一体となって取り組んでいく必要があります。これまでの子育て支援を中心とした県民運動に、「出会い・結婚応援」の視点を新たに加えた「ひなたの出会い・子育て応援運動」に取り組んでいるほか、市町村の少子化対策の取組を支援する「少子化対策市町村支援事業」等に取り組んでいます。

（3）「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進

① 子どもの貧困対策

ア コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果（令和4年度実施）

コロナ禍の長期化が生活困窮世帯の子どもに与える影響が懸念されたことから、県内の中学2年生のいる世帯のうち、約半数の5,500世帯に対して実態調査を実施しました。

「保護者の状況」について、年間収入をもとに世帯収入を分析したところ、貧困状態にあるとされている世帯（全世帯の中央値の2分の1未満の世帯。「以下2分の1未満の世帯」という。）は、全国、本県ともほぼ同じ割合でした（全国12.4%、本県12.0%）。「大卒以上の進学を希望する世帯の割合」は、全国より低く（全国50.1%、本県42.6%）、2分の1未満の世帯では17.2%、ひとり親世帯では22.0%でした。「子どもの状況」については、「大卒以上の進学を希望する割合」は保護者と同様、全国より低く（全国49.7%、本県26.4%）、2分の1未満の世帯では12.4%、ひとり親世帯では16.2%でした。

貧困の連鎖を断ち切るためには教育格差を生じさせないことが重要です。収入の水準が低い世帯やひとり親世帯で保護者・子どもともに進学を希望する割合が特に低いという調査結果となりました。経済的な理由が将来への夢をあきらめる要因のひとつと考えられ、生活に困窮している状況にあっても、進学へのチャンスは十分にあるということを理解してもらう必要があります。

2分の1未満の世帯及びひとり親世帯における支援の利用状況について、「学習支援、こども食堂、相談場所」のいずれも利用率は1割未満ですが、利用したことがない生徒のうち「利用したい」と回答した生徒の割合は2割から4割程度で、一定のニーズが認められました。

イ 取組

支援体制の整備として、子どもの貧困対策に取り組む福祉、教育関係者、団体職員等を対象として、大学教授や医師、子どもの支援に取り組む民間団体の運営者などが講師を務め、実践的な知識を習得できる研修会を実施しています。

また、子どもの居場所づくりとして、子ども食堂やフードバンク、学習支援などの子どもの貧困対策に取り組む民間団体の活動経費を支援する「つながりの場づくり緊急支援事業」に取り組んでいます。

さらに、子どもたちが経済的な理由で夢をあきらめることのないよう、進学や就職に関する支援制度をまとめた「桜さく成長応援ガイド」を毎年、県内の中・高校生に配布しています。加えて、学習環境等が十分整っていない生活困窮世帯の子どもを対象にオンラインを活用した学習支援や体験型学習、保護者への生活相談を実施しているほか、市町村や関係団体等と一層の連携を図りながら、子どもの貧困対策を推進しています。

② ひとり親家庭支援

ア 現状と課題

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、ひとり親家庭の児童について

て支給される児童扶養手当受給者の状況は、令和4年度末で11,927人で、年々減少傾向にあります。手当を受給するに至った原因の約8割が離婚となっており、本県の離婚率は、令和4年度で人口千人に対して1.68で、おおむね減少傾向にはあるものの、全国平均と比較すると依然として高い状況です（令和4年度では、全国3位）。

経済的支援や就労支援等を必要とするひとり親家庭は多いことから、ひとり親家庭の自立を継続的に促進していく必要があります。

イ 取組

経済的支援として、児童扶養手当の支給のほか、ひとり親家庭の父、母又は児童に要する医療費の一部を助成する「ひとり親家庭医療費助成事業」、無利子又は低利で貸付を行う「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」などに取り組んでいます。

また、就業・生活支援として、ひとり親家庭の親が看護師等の資格取得に向けて専門学校等で修業する場合等に給付金を支給する「ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業」、就業活動支援や医療事務等の資格取得に向けた講習会の開催等によりひとり親家庭の親の自立を支援する「母子家庭等自立支援センター事業」などに取り組んでいます。

③ ヤングケアラー支援

ア 現状と課題

県では、支援体制のあり方を検討することなどを目的に、令和4年度に、小学6年生、中学2年生、高校2年生を対象に実態調査を実施しました。

「家族のお世話をしている」と回答した割合は、小学6年生3.8%、中学2年生3.8%、高校2年生3.2%で、そのうち、「お世話をする頻度がほぼ毎日」と回答した割合が、小学6年生46.3%、中学2年生50.0%、高校2年生49.4%で、「お世話をする時間が7時間以上」と回答した割合が、小学6年生8.4%、中学2年生11.8%、高校2年生10.4%となりました。「ヤングケアラーという言葉の内容を知っている」と回答した割合は、中学2年生23.5%、高校2年生28.0%でした。

ヤングケアラーの背景には、高齢者等の介護のほか、貧困など多分野にまたがる問題が絡んでおり、多機関連携による支援のあり方を検討する必要があります。

イ 取組

「ヤングケアラー等支援体制整備事業」では、ヤングケアラーの現状について把握するとともに、相談対応窓口の機能強化を行うことで、様々な困難を抱える子ども・若者を適切な支援に繋ぐ相談支援体制の構築を図っています。

また、ヤングケアラー等の養育環境に課題を抱える家庭の生活を支援する「こども家庭養育環境改善事業」を実施したり、子どもの居場所づくりに取り組む市町村を支援することにより、子どもが健やかに成長できる環境づくりを推進しています。

「子どもの貧困緊急事態調査」や「ヤングケアラー実態調査」について委員から、「調査は子どもの意識づけや施策の立案・効果検証のために非常に重要な指標になるため、定期的実施してもらいたい」や「親の就労状況を調査項目に追加するなど、世帯の実態を把握できるよう調査項目の検討をお願いしたい」と意見がありました。

(4) 県内で働く人を育てる、確保する取組

① 雇用・労働の現状と課題

本県の有効求人倍率は、令和4年度は1.44倍で、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度以前の水準まで上昇しており、令和2年度以降は、全国の有効求人倍率を上回り、県内企業にとっては人手不足感が続いている状況となっています。

令和4年度に県が実施した産業振興に関するアンケート調査では、「人材確保について、希望する人材が確保できているか」との質問に対しておおむね確保できていると回答した事業所は全体の約25%で、産業分類別では、宿泊業や情報通信業で人手不足感が顕著です。

本県の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）を年齢5階級別にみると、男性は25歳から59歳までの各年齢階級で90%以上となっており、女性は、令和2年の調査では25歳から54歳までの各年齢階級で80%以上で、平成27年の調査と比べると全ての年齢階級で数値が上昇しています。

若者の県内就職率、離職率の推移について、本県の高校生の県内就職率は、令和4年3月卒で62.5%となり、上昇傾向が続いていますが、全国と比べると大きく下回っています。県内大学・短大等の県内就職率も年々上昇していますが、4割台での推移が続いています。新規学卒者の3年以内の離職率の推移は、高卒者はおおむね改善傾向、大卒者はほぼ横ばいで、全国と比べると本県の新規学卒者の離職率は、高卒者・大卒者ともに高い状況です。

このような現状から、県では、人手不足の産業が多く着実な人材確保が図られていないことや女性は子育てなどの生活環境により多様な働き方を希望する方も多いこと、県内高校卒の就職者の約4割、県内大学・短大等卒の就職者の半数以上が県外に流出するなど、人材確保やマッチングの面で様々な課題があり、多様な人材が働きやすい職場環境を整備することや若者に県内企業の魅力等について理解してもらうことが重要としています。

② 多様な人材の活躍推進

ア 女性を対象とした取組

令和2年に「みやざき女性・高齢者就業支援センター」を設置し、令和5年4月からは機能強化を図るため、「みやざき女性就業支援センター」と「みやざきシニア就業支援センター」の2つに分けて運営を行っています。みやざき女性就業支援センターでは、おおむね55歳未満の方を対象としており、求職活動の相談やセミナー、求人開拓、マッチング等を行い、女性が希望する多様な就業スタイルに寄り添いながら、就職活動や事業所の人材確保を支援しています。相談件数は、令和4年度は729件で年々増加しており、就職決定者数は令和4年度は53人で、ほぼ横ばいです。

イ 若者を対象とした取組

若者向けの情報発信については、就職活動を控える高校3年生に対し、求人応募前の段階で、県内企業への理解を深めてもらう機会として「応募前ジュニアワークフェア」を宮崎労働局と共催したり、若者向けの就職総合情報サイトの運営により、高校生や大学生、その保護者などに、県内企業の紹介や、宮崎で働く良さを情報発信しています。

就職支援については、インターンシップを受け入れる県内企業と学生とのマッチングを行うサイト「みやざきインターンシップNAV I」を運営しており、インターンシップへの参加を支援するほか、おおむね40歳未満の求職者や在職者を対象に、就職活動や働き方の相談・支援窓口として「ヤングJOBサポートみやざき」を設置しています。

ウ U I Jターン希望者を対象とした取組

U I Jターンを支援する窓口として、宮崎、東京、大阪、福岡の4か所に「宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンター」を設置し、移住や仕事の相談にワンストップで対応しているほか、本県への就職を希望する県外在住者と県内企業とのマッチングを支援する「ふるさと宮崎人材バンク」を活用した無料職業紹介事業を実施しています。

エ 県外学生への情報提供

東京・関西・福岡に「県外学生U I Jターン就職サポーター」を配置し、県内企業の情報提供や就職相談などを実施しています。また、県内就職希望者と県内企業との出会いの場として、県内3会場で就職説明会を開催しているほか、県外在住者を対象とした就職説明会も、オンラインでの開催に加え、県外2会場で開催しています。

オ 技能者等を対象とした取組

県立産業技術専門校において、主に学卒者を対象とした訓練の実施により、中核的な技能者として将来の産業を支える人材の育成に取り組んでいるほか、求職者向けの職業訓練を民間の教育訓練機関に委託して実施しています。また、技能検定実技試験受検手数料の助成事業を創設し、若者が技能検定を受検しやすい環境を整備することで、ものづくりを支える人材の裾野を広げています。

カ 働きやすい職場づくりのための取組

県内企業の働きやすい職場づくりを進める事業に取り組んでいます。

「仕事と生活の両立応援宣言」は、企業や事業所のトップの方に、従業員の仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言してもらう制度で、宣言した企業等を登録し、宣言書を交付するとともに、県庁ホームページなどで広く紹介することで、事業主と従業員の意識改革や従業員のモチベーションアップ、職場の活性化等につなげています。

「働きやすい職場「ひなたの極」認証制度」は、仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業等のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を知事が認証するもので、認証企業等の取組を県民や県内企業等に紹介することで県内のワーク・ライフ・バランスの推進につなげています。認証企業にとっては、企業イメージの向上により優秀な人材の確保につながるなどのよい効果が期待できます。

③ 産業人材の育成・確保

ア ものづくり分野の取組

一般社団法人宮崎県工業会と連携し、次代の人材確保・育成に向けて取り組んでいます。「工業高校生と企業の協働によるものづくり実践」では、高校生が溶接技術者から技術指導を受けるなど、ものづくりの難しさとともに、製品を作り上げることの楽しさや職業としてのものづくりの魅力を体感したり、「工業高校生のもものづくり企業体験」では、高校生がものづくり企業を訪問し、担当者からの講話や製造現場の見学など、学校では経験できない体験を通じて、製造現場での考え方や取組姿勢などを学んでいます。

イ ICT分野の取組

コロナ禍を契機に、県内企業の経営環境も大きく変化し、デジタル化やICT技術への関心が高まる中、ICTエンジニアの育成・確保に取り組んでいます。

県内ICT企業従事者や県内企業のICT業務従事者を対象に、資格取得に必要なICT関連講座を開催したり、高いスキルを有するICT人材の確保に向け、本県に関心を持つ首都圏在住のICT技術者とネットワークを構築し、県内の企業等とマッチングする取組を行っています。この取組により、県内企業がアドバイスや技術指導を受けたり、県内企業への就職・移住につながった事例もあります。

多様な人材の活躍推進の取組について委員からは、「働きやすい職場づくりまで手が回らない中小企業が多かったり、男性の育児休業取得の際に国の補助制度を利用するための手続きが煩雑で断念したという声も聞くため、事業者に対する支援や国に対して要望を行ってほしい」との意見がありました。

(5) 県内企業の成長促進や産業づくり

① 現状と課題

令和3年の本県の事業所数は、48,325事業所（令和3年経済センサス活動調査速報値）で、全国に占める割合は1%、全国36位です。平成28年と比較すると3,150事業所減少しており、要因として、新型コロナウイルスの長期化による影響や経営者の高齢化による休廃業などが考えられます。平成28年時点で本県の中小企業は、企業全体の99.9%、従業員数は93.1%を占め、そのうち小規模企業は企業数の86.5%、従業員数は37.1%を占めます。全国と比較して企業数、従業員数ともに中小企業・小規模企業が占める割合が高いことから、本

県においては、中小企業・小規模企業が地域の経済と雇用を支える大変重要な役割を果たしており、本県の産業振興を考える上で、中小企業・小規模企業の活性化を図ることが欠かせません。

また、県内企業は、新型コロナの長期化や物価高騰等の影響により厳しい経営状況にあり、これらに対応するため、生産性の向上や事業の再構築、適正な価格転嫁等が必要です。

② 中小・小規模企業の振興

ア 商工会等を通じた事業者支援

中小企業等の経営基盤強化等の支援として、商工会議所や商工会等が中小企業等からの相談に応じるとともに、相談内容に応じた専門家の派遣を行っています。

また、ポストコロナを見据えた取組を促し、事業の継続・発展、自己変革力のある事業者を増やすため、小規模事業者が商工会議所等の支援を受けながら新事業展開や販路開拓に取り組む経費を補助しています。

さらに、デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組む起業者や、事業承継、第二創業を行う事業者に対し、起業等に必要経費の一部補助や事業安定化のための支援を行っています。

イ 技術開発の支援

新技術開発や新事業創出に資する研究開発に対する支援として、県内企業と大学等が連携して行う付加価値の高い製品や技術の開発を支援したり、環境リサイクル産業廃棄物の排出抑制などとともに、廃棄物を活かした新製品開発を支援しています。

③ 県内経済をけん引する企業の育成

ア 現状と課題

事業従事者一人当たりの付加価値額（平成27年経済センサス活動調査）及び一人当たりの県民所得（令和元年度県民経済計算）は、いずれも全国46位と下位に低迷しています。要因として、売上高の高い企業が少ないことや全国に比べて製造業の割合が低い一方で、医療・福祉業など労働集約型サービス業の割合が高いことなどが挙げられ、本県の経済を活性化させていく上で、県外から外貨を稼ぎ、稼いだ外貨を県内で循環・拡大させることのできる企業の育成が必要です。

イ 取組

平成28年度から産学金労官13構成機関による企業成長促進プラットフォームにおいて、将来、県外から外貨を獲得し、県内経済の循環拡大、雇用の貢献等、中核企業として成長が期待できる企業を「成長期待企業」として認定し、企業ごとの課題や支援ニーズに対応した伴走支援を行っています。

また、経営環境の変化を受けて、社会的、経済的な要因に動じることなく、自己の変

革力により柔軟に対応し、新たなビジネスモデルの実現に向けて積極的に挑戦し、着実に成長していけるレジリエンスの高い企業を、令和4年度から「宮崎県次世代リーディング企業」として認定し、伴走支援を行っています。

さらに、県内企業の規模拡大や生産性向上の支援として、「食品製造事業者規模拡大支援事業」では、受託製造（OEM）の新規受注や拡大など、県内経済への波及効果の高い取組や事業拡大を目指す食品製造事業者に対し、設備・機器の導入に要する費用を支援したり、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」では、電力をはじめとするエネルギーや物価高騰の打撃を受ける県内ものづくり企業に対して、省力化や自動化、生産性向上のための設備改修等に要する費用を支援しています。

④ 成長産業の振興

ア 現状と課題

フードビジネスは、農業産出額が全国上位であるのに対して、食料品・飲料等出荷額は全国中位であり、県内で生産された食材が素材のまま出荷され県外で加工される素材供給型の産地構造は依然として解消されていないため、県内での食品加工を一層推進する必要があります。医療関連機器産業は、これまでの取組により、開発件数は増加傾向ですが、今後は、デジタル化や社会情勢の変化を踏まえた機器開発への支援が必要です。

イ 取組

フードビジネスの振興について、県内食品製造事業者の生産性向上や高付加価値化に資する各種支援を行うことにより、本県の豊富な農林水産物を生かした県内の食品加工や新商品開発を推進するため、第三者認証の取得など衛生管理・品質管理向上や食品製造事業者への設備・機器の導入支援、新商品開発の支援、ひなたMBA（みやざきビジネスアカデミー）の実施、食品開発センターによる技術支援などの取組を行っています。

また、医療関連機器産業の振興について、医療関連機器産業の集積支援や研究開発の推進、販路開拓等の支援を行っています。半導体や電気自動車など先端技術産業については、産学官による情報交換、県内の関連企業の数や規模、技術力といった基礎的な情報を整理しながら、国内のニーズに合った施策の方向性を探る「半導体等先端技術振興プロジェクト事業」を実施しています。さらに、ゼロカーボン社会と経済成長の同時実現に向けて、グリーン・トランスフォーメーション関連の投資拡大を見込み、新たな需要を獲得するため、県内企業が取り組む技術開発を支援する「脱炭素化技術研究開発支援事業」を実施しています。

⑤ 戦略的な企業立地の推進

ア 現状と課題

県では、魅力ある雇用機会の創出と地域経済の活性化を目的に、企業立地に取り組んでいます。働き手に魅力ある職場として選ばれ、本県産業の担い手である若者・女性等

が定着できる企業が立地し、若者・女性等の県外流出の抑制などにつながるよう、宮崎県企業立地促進補助金の要件となる雇用者の給与水準の引上げや補助単価の増額など制度の見直しを行ったり、重点産業分野を掲げるなど、戦略的な企業立地活動を展開しています。また、働く場所の少ない中山間地域に雇用の場を確保するため、情報通信業等のオフィス系業種の事業所開設を支援する補助事業を新設しました。

イ 取組

企業訪問のほか、誘致対象企業の開拓業務の民間委託や展示会への出展などにより、本県の立地環境のアピールを行ったり、既存立地企業のフォローアップ等として、情報収集のための立地企業訪問や新規投資等に応じた補助金交付により、立地企業の定着を図っています。また、工業団地の整備を行う市町村等に対する補助や新たな建物整備を行う者に対する補助により、県内各地への企業立地の展開を図っています。

(6) 県内外の取組

以下のとおり県内外で現地調査を実施し、調査事項に関連する取組や課題等について意見交換を行いました。

① 人口減少対策（三股町）

三股町は、昭和45年以降、50年間に渡って人口が増加しています。令和4年の年少人口（0～14歳）は約4,500人で、10年前と比べて約10%増加するなど、県内市町村で唯一、年少人口が増加しています。

人口増加の要因の一つが「住宅政策と定住対策」であり、昭和27年から町営住宅を毎年のように建設してきたことに加えて、昭和63年には、全国的でも珍しい「都城広域都市計画区域の線引き廃止」により、旧市街化調整区域内でも宅地開発が可能になりました。定住対策では、過疎地域における小学校維持のため分譲住宅の建設を進めたことや、小学校の複式学級解消を目的として、過疎地域定住促進奨励金を設け、当初3校だった対象校区が、現在は2校となるなど定住が進んでいます。

また、早い時期から未就学児の医療費の無料化、児童館の適正配置、保育所の充実などに取り組んでいるほか、対象を小中学生年齢に拡充した医療費助成制度や「ファミリー・サポートセンター事業」の利用料助成など、町独自の手厚い子育て支援を行うことで、子育て世帯の移住が増加しています。

② 働き方改革の観点からの少子化対策（株式会社ワーク・ライフバランス）

株式会社ワーク・ライフバランス（本社：東京都港区）は、働き方改革や女性活躍推進に関するコンサルティングをはじめ、改善するためのツールを開発・提供するコンサルティング会社で、これまでに、3,000を超える企業や行政機関・団体の働き方改革を成功に導いています。働き方改革が少子化対策につながる理由として、生活の時間が確保できることや、仕事と育児が両立できる環境整備が出生率向上に寄与すること、魅力的な企業が

増えることで、U I J ターンが起こって若者が地域に残る・戻ってくるなど、企業等の取組事例を交えて紹介があり、企業や行政のトップが、働き方改革に対するメッセージを強く打ち出すことが重要であると説明がありました。トップによるメッセージ発信の一つの方法としてとして、同社では、男性社員の育児休業取得を促進する「男性育休100%宣言」や、退社時間から翌日の勤務開始時間までに一定時間の休息を確保する勤務間インターバルの制度導入に賛同する「勤務間インターバル宣言」を実施しており、全国の多くの企業や行政機関・団体が賛同し、取組を進めています。

③ 困難を抱える子どもの支援の取組(NPO法人SOS子どもの村JAPAN)

NPO法人SOS子どもの村JAPAN（主たる事務所：福岡県福岡市）は、地域社会から子どもと家族が孤立することで生じる家族の問題に取り組むNPO法人です。福岡市の社会的養護の子どもは約300人いる一方で、児童養護施設や乳児院が少ないという課題があることを受け、2005年から市民と行政の協働事業「新しい絆プロジェクト」に取り組み、子どもを家庭や地域で養育する取り組みを進めてきました。同法人は、「家族と暮らすことができない子どもたちを「家庭」で、「地域」で育てること」、「家族が離れて暮らすことがないように、家族を支援すること」を事業の柱とし、具体的には、福岡市や福岡県と連携して「里親制度を活用した家庭養育」や「里親養育と支援プログラムの提供」、「子ども家庭支援センターの運営」、「子どもショートステイの実施」、「ヤングケアラーの支援」などを実施しています。

④ 企業の地域貢献の取組

ア 株式会社ミヤザキ

株式会社ミヤザキ（本社：埼玉県日高市）は、半導体製造装置に使用する精密樹脂加工品等の製造を行っており、特に樹脂・プラスチックにおけるオーダーメイド製品の機械加工を得意としています。特に、小ロット・多品種生産の対応で培った技術力は、高い評価を得ています。平成4年に小林市に進出して以降、現在は市内に第7工場まで増設するなど事業を拡大しています。また、「社会に貢献できる人材の育成」を企業理念に掲げ、教育振興のために西諸県3市町の全小中学校に多額の寄附をするなど、地域経済の振興はもとより、雇用や人材育成等で地域に貢献しています。

委員からは、同社が大切にしている人材育成について、「社員や地域の子どもの育成で心がけていることは何か」と質問があり、「採用条件は資格や経験は不問。何よりもまず、社員が「この会社で頑張りたい」と思える環境をつくる努力をしている」や、「地域の子どもの困難にぶつかったときに乗り切る力をつけてあげたいし、教員には勇気をもって指導する自信と力をつけてあげたいと思って関わっている」との回答がありました。

イ 株式会社パソナ

株式会社パソナ（本社：東京都港区）は、人材派遣やBPOサービス、地方創生ソリ

ューションなどを主業とし、「社会の問題点を解決する」企業理念のもと、東京一極集中による地方の課題に対して、「民間企業ならではの」、「人材誘致を仕事にする企業ならではの」の視点で貢献する考えから、「地方創生事業」に取り組んでいます。

令和元年には、コロナ禍でテレワークが急速に浸透し、働き方や働く場所に対する人々の関心が高まっている中、本社機能の一部を淡路島へ移転し、社会の注目を集めましたが、令和5年5月時点で1,050人が淡路島へ転勤し、1,400人を超える新たな雇用を生み出すなど、地域の雇用の拡大や関係人口・交流人口の増加に大きく貢献しています。

委員からは、「淡路島への本社機能移転について、社員の理解をどのように得たか」と質問があり、「創業者の強いリーダーシップに加えて、創業者が日頃から社会問題を解決したいという熱い思いを社員に伝える機会をつくっており、会社の展望や思いを共有することで共感する社員が増えていると思う」との回答がありました。

(7) 県への提言

① 総合的な施策の推進

人口減少対策は、安心して子どもを生み育てたり住み続けられる環境づくりや地域公共交通の維持など多分野に渡る課題であり、総合的に対策を講じる必要があります。

県においては、宮崎県総合計画のもと各部局で具体的な施策を推進しているところですが、人口減少は待ったなしの状況にあることを十分に踏まえて、より一層、関係部局が一体となって、人口減少対策に関する施策を総合的に推進することを要望します。

また、人口減少が進行する中で、持続可能な医療・福祉・教育やコンパクトシティなどを実現するためには、地方だけの力では限界があります。地方や県民が誰一人取り残されないために、地方のあり方について、新たな法整備や財源配分、基準財政需要額の算定のあり方なども国と十分に議論することを要望します。

② 地方回帰を一過性で終わらせない効果的な施策の推進

コロナ禍の働き方や価値観の変化により生まれた地方回帰の流れは、本県にも大きな影響をもたらしましたが、この流れを一過性で終わらせることなく、移住・定住の促進や関係・交流人口の創出につなげるためには、本県の魅力を高めることが重要です。

例えば、県総合運動公園で遊具が使用できなくなっていた事例が、移住・定住、子育て世帯の呼び込みにはマイナスイメージであるように、部局横断的に、県の評判（レピュテーションとインパクト）を考えて取り組んだり、本県の魅力を県内外へ売り込む効果的な発信方法や戦略を検討し、施策を推進することを要望します。

③ 実効性のある人口減少・少子化対策の推進

宮崎県総合計画アクションプランでは、令和8年に合計特殊出生率1.8台の目標を掲げて施策を推進していますが、その目標値に到達したときに、どのような宮崎県でありたいか、どのような地域を維持していくのかを描くことが重要です。

また、人口減少を止めるためには、本県が全国に比べて18歳から20歳代の女性が県外へ流出する割合が高いことに対して具体的に対策を実施していくことが重要ですが、現在実施している施策に何が足りないのか検証を進めながら、より実効性のある人口減少・少子化対策を企画・立案・推進することを要望します。

④ 困難を抱える子どもの把握と支援

急激な少子化の進展や家庭・地域を取り巻く環境が変化していく中で、子どもの健やかな育ちと子育てを支えていくことは、社会全体で取り組むべき課題であり、こども政策を更に充実させる必要があります。

令和4年度に実施した「コロナ禍の子どもの貧困緊急事態調査」や「ヤングケアラー実態調査」は、子どもの気づきや施策立案・効果検証のために非常に重要な指標になるため、今後も、定期的に調査を実施し、県の施策に反映することを要望します。

また、困難を抱える子どもの支援に当たっては、県と市町村が十分に連携して取り組むことを要望します。

⑤ 女性や若者の就業支援の促進

みやざき女性就業支援センターでは、相談件数が年々増えてきている一方、就職に十分に結びついていません。広くセンターを周知するとともに、多様な働き方を希望する女性に寄り添った支援を引き続き要望します。

また、県外へ就職した若者が、宮崎に戻りたいと思った時に、宮崎で再就職したい思いを実現できるよう、相談先があることを伝える取組や、若者向けの就職総合情報サイトについて若者が求める情報がどのようなものか意見を聴取するなど、効果的な情報発信方法を再検討することを要望します。

さらに、女性や若者が働きやすい場所を増やすことについて、部局横断的な議論や連携を一層、推進することを要望します。

⑥ 企業の人材確保支援の促進

県内の大学・短大等卒業者のうち半数以上が県外へ流出したり、新卒者の約3人に1人が3年以内に離職するなど、若い人材が県内に定着しない課題があります。県内の企業で安心して働くことができたり、若者の優れた能力や技術を発揮できる環境があるなど、県内企業の魅力を高めるとともに、その魅力を効果的に発信できるような支援を要望します。

また、中小企業は物価高騰など厳しい経営状況にあります。賃上げをはじめとした負担・責任を企業だけに求めるのではなく、持続的な賃上げを可能とする環境整備をはじめとした国の支援を中小企業に向けることについて、県から要望することも重要です。

2 中山間地域の維持・活性化、空き家対策・移住定住促進に関すること

(1) 宮崎県中山間地域振興計画

① 計画の概要

県では、本県の中山間地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「宮崎県中山間地域振興計画」を策定し、全庁的に各種施策に取り組んでいます。現行計画の目指す将来像は「人口減少下においても将来にわたって安心して住み続けられるよう、「ひと」「生活」「しごと」の維持・確保に取り組みながら、長年にわたって築いてきた「くらしのゆたかさ」や「固有の文化・歴史」を引き継いでいける中山間地域」としています。

「ひと」、「生活」、「しごと」の3つを重点施策の柱として、戦略的な移住定住の促進や日常生活に必要なサービスや機能の維持、担い手の確保・育成などといった各種施策に取り組むとともに、農林水産業や、道路、河川、港湾等の産業基盤の整備等については、「継続して行う基盤づくり」として位置付けています。

② 中山間地域の現状、取り巻く環境の変化

令和4年度に県が市町村に対して行ったアンケート調査の結果によると、中山間地域にある1,861集落のうち、1割を超える234集落が「いずれ消滅する又は10年以内に消滅する」ものと見込まれ、4年前の調査の62集落から大きく増えています。また、買い物、交通手段、病院に関して「問題が生じている」とする集落数も増えており、人口減少が急速に進む中で、集落の維持が難しくなっていることが伺えます。

このような中、田園回帰やテレワークなど、新しい価値観の広がりに伴い、県外からの移住世帯数が増加するなどの新たな人の流れやデジタル化の進展、SDGsなど持続可能な社会に対する関心の高まりといった動きが出てきており、県では、この流れをうまく取り込んでいきたいとしています。

委員からは、アンケートについて、「10年以内に消滅すると見込まれる集落について、消滅しないよう手を打つというほかにも、集約するという論点もあるのではないか」、「項目の定義や判断基準がなく自治体の主観で回答しているようだが、調査毎に判断が異なったり、市町村間で回答に差が出るため、定義や判断基準を整理してもらいたい」との意見がありました。

③ 施策の展開

ア 「ひと」の施策の方向性、重点施策

地方での子育てを希望する若い世帯を含めた「戦略的な移住・定住の促進」や「地域を担う次世代の育成」、地域おこし協力隊等の「外部人材の活力の取り込み」、「さらなる関係人口の創出・拡大」に取り組むこととしています。

イ 「生活」の施策の方向性、重点施策

日常生活に必要なサービスや機能を維持・確保していくため、市町村と連携して「宮崎ひなた生活圏づくり」を進めるとともに、住民や自治会、NPOなど多様な主体が連携・協働し、持続的に地域課題の解決等に取り組む「地域運営組織の形成促進」などに

取り組むこととしています。また、中山間地域の持つ「多面的機能の維持・保全」や「中山間地域の魅力の発信」など、中山間地域の「くらしのゆたかさの継承」にも取り組むこととしています。

ウ 「しごと」の施策の方向性、重点施策

農林水産業をはじめとする中山間地域の産業を支える「担い手の確保・育成」や「中山間地域の特性に合った産業の振興」、「地域資源を生かした稼ぐ力の向上」などに取り組むこととしています。

(2) 中山間地域振興に向けた施策（「ひと」の施策）

① 移住・定住の促進

県外からの移住者は増加傾向であり、令和元年度から4年度までの移住世帯は3,191世帯（目標2,700世帯）となっています。移住者の増加について、県では、地方回帰の流れが継続していることに加え、新型コロナの影響によるテレワークをはじめとする多様な働き方や生活の質にこだわるライフスタイルが定着してきていること、また、U I J ターンセンター等による相談対応や移住相談会、移住支援金などの施策がうまく連動していることによるものと考えています。

県外の方から移住先として選ばれるためには、本県の魅力や暮らしを知ってもらい、移住を検討するに至るまでのファン層や関係人口を拡大する必要があります。首都圏におけるトークイベントの開催や短期滞在体験の提供などを行っています。また、移住を検討している層には、U I J ターンセンターでの相談対応等を行うとともに、移住支援金の支給や移住者向けの空き家改修など市町村の取組を支援しており、それぞれのターゲット層に向けて必要な支援を行っています。

② 地域おこし協力隊の定着に向けた取組

平成22年度から令和3年度までの間に任期が終了した隊員が、活動地と同一市町村又は近隣市町村に定住している割合は、県全体で64.0%で、全国平均と同程度となっています。

「地域おこし協力隊定着促進事業」は、現役隊員を対象に、市町村を超えた横のつながりの構築や地域の課題解決を図るための研修を行うとともに、市町村担当者を対象とした隊員サポートのための研修を行っています。また、協力隊の情報サイトにおいて隊員の活動情報や任期終了後の起業のためのノウハウを発信するとともに、OB・OGが現役隊員からの相談に対応しています。

委員からは、「地域おこし協力隊の任期後の定着率の高い市町村と低い市町村の差について県が分析・検証し、定着率向上に繋げてもらいたい」と意見がありました。

③ 移住者のための空き家対策の取組

県外からの移住に際し、特に中山間地域においては、住居の確保が何よりも大事なこと

から、空き家の活用が期待されています。

そこで、「空き家等利活用促進事業」により、市町村が実施する移住者向けの空き家対策を支援しており、空き家所有者と利用希望者をマッチングする「空き家バンク」の運営や、空き家改修等に対して補助を行っています。この他、移住情報サイト「あったかみやざきひなた暮らし」において各市町村の空き家情報を掲載し、地域や間取り等からの検索機能や希望者へ物件情報を届けるマッチングサービスを提供しています。

また、空き家の活用にあたっては、他人が住むことに抵抗感のある所有者も少なくないことから、利活用を啓発するハンドブックを作成し、事例や相談窓口を紹介して理解促進に取り組んでいます。

さらに、国の補助事業内容や空き家を利活用した取組事例を市町村へ情報提供するとともに、市町村が実施する空き家を活用した移住等に関する補助事業の一覧表を作成し、県のホームページに掲載しています。

(3) 中山間地域振興に向けた施策（「生活」の施策）

① 生活を守る・支える「宮崎ひなた生活圏づくり」

人口減少等の進行により、特に中山間地域では、交通、買い物、医療・福祉、集落活動という日常生活に必要なサービス、機能の維持・確保が徐々に困難となっています。このような状況の中で、住民が将来にわたり住み慣れた地域に住み続けるためには、様々な機能が集まる基幹的集落を中心として、周辺集落や小規模集落との間をコミュニティバス、デマンド型交通、互助輸送などの交通や貨客混載、移動スーパーなどの物流のネットワークで繋ぐことにより、複数の集落が相互に連携・補完し合うことが必要であり、県では、このような仕組みづくりを「宮崎ひなた生活圏づくり」として推進しています。

② 地域運営組織

地域運営組織は、地域の生活を守るため地域の人々が中心となって形成され、自治会、PTA、婦人会、社会福祉協議会など地域内の様々な関係主体が参加し、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行っていく組織です。

人口減少等で生活支援サービスの需要が拡大する一方で、それを提供する行政、事業者、地域コミュニティによるサービス提供機能が低下、縮小しており、また、既存の自治会などの組織が、担い手不足、キーマンへの役の集中などで地域課題への対応が困難となる中では、地域の力を結集して生活支援サービスを提供する組織が必要となります。このような組織の形成は、「宮崎ひなた生活圏づくり」を進める上でも重要であり、継続的な支援を行っています。

県内の地域運営組織数は、総務省の調査によると県内に122組織（令和4年度）あるとされていますが、これらの組織の多くが従来からの自治会、まちづくり協議会などで、地域行事やイベントなど地域の絆づくりや活性化に取り組む組織となっています。今後は、課題解決型の取組が実施できる組織への転換が必要であり、県では、令和5年度から「地

域運営組織形成促進事業」により、モデル地域での形成支援や、組織の中核となる人材の育成などに取り組んでいます。

(4) 中山間地域振興に向けた施策（「しごと」の施策）

① 農水産業・農山漁村を支える担い手の確保・育成の取組

県内の基幹的農業従事者数は、令和2年時点で平成27年に比べて約1万人減少し、漁業就業者も、平成30年時点で平成25年から約500人減少しており、特に中山間地域での減少率が大きくなっています。荒廃農地のうち、「再生利用が困難な農地」は増加傾向で、中でも中山間地域では平成27年から令和2年までの間に312ha(51.4%)増加しています。

このような状況を踏まえると、中山間地域で農業生産活動や農用地保全等の農村集落機能を維持していくためには、担い手確保とともに、農家・非農家が一体となり、地域コミュニティを強化していく必要があります。

新規就農・雇用確保に対する支援として、就農トレーニング施設での研修や、就農に向けた資金等の支援を行うとともに、農業法人等での「お試し就農」や、農福連携など多様な人材の活用を推進したり、県立農業大学校での人材育成として、スマート農業など、時代に即した教育カリキュラムの強化を図るとともに、農薬散布用ドローン操縦資格など、就農に有利な資格取得を促進しています。

水産業分野では、相談から就業までのワンストップ窓口を設置するとともに、大手就職サイトを活用した情報発信や就業希望者と受入経営体とのマッチングに取り組んでいるほか、県立高等水産研修所で漁船運航に必要となる資格取得の促進など、人材育成に取り組んでいます。

② 中山間地域の多様な担い手確保・育成の取組

地域の農作業を担う受託組織の機械導入等を支援しています。令和5年度からは、農業と他の仕事を組み合わせた複合的経営に取り組む移住者等を対象に、研修や施設等整備支援、専門サポーターによるきめ細やかな伴走支援を開始しており、中山間地域の実情に即した農業の振興を図っています。

また、中山間地域の強みを生かした取組として、高千穂郷・椎葉山地域では、平成27年度の世界農業遺産認定以来、地元協議会が中心となり、地域活性化に資する様々な取組を行っています。

さらに、農業・農村を支える組織形成の支援のため、持続可能な農村集落の維持・強化を図る「農村RMO」の取組に力を入れています。

③ 林業を支える担い手確保・育成の取組

本県林業は、林業の魅力の効果的な発信、U I J ターン希望者に働きかける機会の創出、実践的な知識・技能を身につけた人材の育成など「新規就業者の確保・育成」、機械化が進んでいない造林・下刈り作業や特用林産物の生産作業の効率化・省力化、労働災害を防

止するための安全教育や装備等の充実などの「就労環境の整備」の課題があります。

このため、県では、「新規就業者の確保・育成」として、本県の林業の魅力を紹介するホームページの運営、就業事例を紹介するパンフレットの作成、県内外における就業相談会の開催、造林・特用林産業での「お試し就業」の実施、「緑の雇用」による新規就業者等の育成や事業体の継続雇用に対する支援、みやざき林業大学校においての即戦力となる担い手の育成、特用林産業での就業準備給付金の支給等を実施しています。

また、「就労環境の整備」として、省力化に繋がる下刈機械の導入支援やドローンによる苗木運搬等の実証試験の実施、しいたけ・木炭の生産における原木移動作業の軽労化・省力化に繋がる小型グラブなど生産施設等の導入支援、労働災害の防止のための安全教育、防護服や通信機器などの安全衛生装備の導入について支援しています。

(5) 県内外の取組

以下のとおり県内外で現地調査を実施し、調査事項に関連する取組や課題等について意見交換を行いました。

① 移住・定住の促進（美郷町）

美郷町では、子育て世帯をターゲットに、地域コミュニティに理解のある方々の年間24世帯の移住を目標に掲げており、40歳前後の子育て世帯の移住が増えています。移住希望者の主な悩みは、「住居・仕事・子育て・コミュニティ」の4つであることから、相談者の悩みに寄り添った「オーダーメイド移住ツアー」を企画し、地域と移住希望者のマッチングを行っています。また町内24行政区で、美郷町地区別定住戦略事業（略称「ちくせん」）と連携し、地区にとって理想の住民像を考えるなど、住民主体の定住促進に取り組んでいます。

また、きめ細かな情報を掲載した空き家バンクを軸にした空き家・移住定住政策を進めています。SNSを活用して空き家情報や移住者の空き家見学の様子、求人情報などを発信するなどにより、空き家バンクマッチング成立件数は年間20件を超えています（令和2年度の成立件数は県内2位）。近年は、空き家の情報について、掲載写真数を20～30枚程度に増やしたり、被災情報など物件のネガティブな部分まできめ細かに登録するようにしたことで、相談件数が増え、借主と借り手のミスマッチも減っています。

今後の課題として、「他の自治体も同じような取組をすれば埋もれる可能性があることに課題を感じており、移住希望者や他自治体の情報収集を徹底し、地域に応じた移住政策を実行することが必要だと考えている」と説明がありました。

② 社会貢献型空き家バンク（福岡市社会福祉協議会）

福岡市社会福祉協議会は、全国で初めて「事業開発担当」を設置し、制度の狭間で対応できていない社会問題を解決していくための「サービス開発」を行うなど、「福岡から日本の社会課題を解決する」をミッションに掲げて挑戦し続けている社会福祉協議会です。

地域課題の一つである「空き家の増加」については、古家空家調査連絡会と一体となっ

て、古家空家の持ち主の「住まいと暮らしの生活相談」や、対象不動産に係る法務、税務、建築面での課題をワンストップで全面的にバックアップする取組を実施し、古家空家持ち主の「地域福祉や社会貢献に活かしたい」思いと「地域の活性化と福祉のまちづくり」に取り組む福祉団体・地域団体をつないでいます。

委員からは、「福岡市社会福祉協議会は常に新しいサービスを創り上げているが、「福岡から日本の社会課題を解決する」ミッションについて、職員はどのように捉えているか」との質問があり、「実施している事業や課題を外部へ発信することに力を入れており、効果的な発信方法を常に考えている。職場全体も、新しいことに挑戦する意識を常に持っているし、常に社会福祉協議会として何ができるかを模索している」と回答がありました。

③ 地域の担い手確保の取組（協同組合もろつかわーく）

協同組合もろつかわーく（主たる事業所：諸塚村）は、人口急減地域での人材確保を目的とした特定地域づくり事業協同組合で、移住者等を組合の正職員として雇い、季節に応じて多様な業種へ派遣することで、繁忙期に人手不足となる組合員（村内の事業者）と、多業種を経験したい組合職員の双方のニーズに応えています。

課題について、「組合設立から運営にあたっては、事業協同組合の設立認可、特定地域づくり事業協同組合の認定、労働者派遣事業の届出といった手続きに必要な書類の作成やバックヤード業務が煩雑であること」や、「事業収入を増やすためには、組合職員を確保し、派遣利用を増やしていく必要があるが、村の基幹産業である林業の一部は、派遣禁止業務であり、十分な事業量を確保することができないこと」、「十分な事業収入を確保しなければ組合職員の勤務期間に応じて昇給させることができない場合も生じること」との説明がありました。

委員からは、「派遣禁止業務の規制緩和や組合職員の昇給の課題については、全国の組合で同様の状況であり、県から国へ要望する機会などを活用して現場の意見を訴えてもらいたい」と意見がありました。

（6）県への提言

① 部局横断的な対策の推進

県当局の説明や現地調査から、消滅の危機が目の前にある集落や10年後に消滅しているかもしれない集落が多くあり、地域住民の日常生活が成り立たなくなる危機が目の前に迫っている現状を改めて感じました。

県では、中山間地域振興計画のもと、中山間地域の振興に向けた取組を進めていますが、対策については、部局横断的に講じる必要があると、引き続き、各地域の課題を把握し、実効性のある対策を関係部局が一体となって推進することを要望します。

② 現状を分析・検証した移住・定住対策の推進

全国では、保育料や給食費の無償化などの施策で移住を促進している自治体が多くあり

ますが、保育所や小学校、中学校を卒業した後も定着しているのかについてもしっかりと検証していく必要があります。移住後の定着率をはじめ、地域に定住してもらうために何が不十分だったかや、この条件が整っていれば定住できたなどの課題を把握・分析し、施策を検討することが重要です。

移住者へのアフターケアや地域おこし協力隊の任期後の定着率が高い市町村、移住促進のための空き家対策の成功事例など、移住・定住施策の成功事例について県で分析・検証し、県内に波及できるように、市町村と連携して施策を推進することを要望します。

③ 地域運営組織の運営支援

まちづくり協議会等の既存の組織では、地域課題に対応する取組が困難であるとの理由から国や県は地域運営組織の設立を促進しているところですが、全国各地で設立された地域運営組織の中には、事務局のマンパワー不足や人件費、事務費の負担などが運営上の課題となり、組織を継続できない事例があることから、組織の運営維持への支援にも積極的に取り組むことを要望します。

④ 地域産業の担い手確保支援

県では、地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業協同組合の設立を進めていますが、現地調査では、地域の基幹産業である林業の一部の業務が建設業務に当たり、派遣禁止業務となっていることから十分な事業量・事業収入の確保に影響が生じていることや、組合職員の昇給の難しさ、事務手続が繁雑であるなど、組合運営をする上での事務的・人的負担が大きいといった課題があることがわかりました。

県においては、組合設立後の運営上の課題や現場の意見をきめ細かに把握し、国に対して必要な制度改正を求めていくことを要望します。

3 地域公共交通に関すること

(1) 地域公共交通の現状と取組

バスや鉄道をはじめとする地域の公共交通は、通勤や通学、通院、買い物など、県民の日常生活はもとより、観光振興を支える重要な社会基盤ですが、人口減少やライフスタイルの変化、新型コロナの影響による利用者数の減少や運転士不足、近年の燃料高騰などにより、その維持が非常に厳しい状況にあります。

① バス

本県の乗合バスの輸送人員は、新型コロナの影響で令和2年度以降、大きく落ち込み、令和3年度は、約687万人と令和元年度の72.0%となっています。運転士数も近年減少傾向にあり、令和3年度末時点で272人と令和元年度の85.3%となっています。

乗合バスのうち、バス事業者が主体となって複数の市町村間（旧市町村単位）をまたいで運行する地域間幹線バスは、令和5年バス事業年度（R4.10.1～R5.9.30）時点で25路線あり、令和4年度の輸送人員は、約218万人で令和元年度の70.5%となっています。

主な取組として、県内のバス事業者と連携し、県内に住む65歳以上の高齢者が路線バスに1回200円で乗車できる「みやざきシニアパス」を造成したり、これまでの定時定路線、中～大型バス車両による運行を、予約状況に応じてA Iが判断した最適なルートを小型車両で運行するA I デマンド化の実証実験を支援しています。

また、広域的なバス路線の運行維持として、地域間幹線バスについて、バス事業者に対し、運行欠損額の一部を補助しており、令和2年度以降は、新型コロナの影響による利用者数の減少等を踏まえ、国、県、市町村において追加で補助しています。市町村が運行する広域的コミュニティバスについても運行欠損額の一部を補助しています。

さらに、運転士確保の推進では、大型二種免許の取得費用について、県バス協会を通じ補助を行うとともに、道交法改正により昨年、新設された大型二種免許特例教習の受講費用についてもバス事業者に対し補助を実施しています。

② 鉄道

県内鉄道の1日当たりの平均利用者数は、新型コロナの影響で令和2年度に大きく落ち込んだ後、緩やかな回復傾向にあります。以前の水準には戻っておらず、平均通過人員が2,000人未満の線区に限り公表されている営業損益をみると全て赤字となっています。

主な取組について、J R 吉都線、日南線の利用促進として、沿線市町が設置する利用促進協議会の取組を支援したり、観光列車「海幸山幸」の利用促進として、平日の臨時運行を利用する団体等に対し運賃等の一部を助成しています。

また、県及び市町村の行政、議会で構成する宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を通じて、J R 九州に対し、路線の維持や利便性の向上等に関する要望活動を継続的に実施しており、令和5年度は、国が進めるローカル鉄道の再構築について、県や沿線市町と十分に意見交換を行い、地域の意向を尊重するよう強く要望しました。

③ タクシー

県内タクシーの輸送人員は、新型コロナの影響で令和2年度以降、大きく落ち込んでおり、令和3年度は約574万人と令和元年度の59.1%となっています。運転士数も近年減少しており、令和3年度末時点で1,752人、令和元年度の86.9%となっています。

主な取組として、タクシー事業者と連携し、運転免許返納者等へのプレミアム付きタクシー回数券を発行したり、運転士確保の推進を図るため、九州初の取組として普通二種免許の取得費用について県タクシー協会を通じて補助を実施しています。

(2) 宮崎県地域公共交通計画

① 計画の概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正等により「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通計画の策定が、令和6年度以降の地域間幹線バスに係る国庫補助の要件となったことを受け、県では、令和4年度に宮崎県

地域公共交通協議会を立ち上げ、現在、同計画の策定を進めているところです。

計画の区域等については、県全域を対象とし、当面は、複数の市町村にまたがる広域的なバス路線を中心とした計画とすることとしています（鉄道を含め、その他の交通モードについては、必要に応じ計画を改定することで対応）。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間で、目指す姿を「将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークの構築」とし、基本方針として「誰もが利用しやすい環境の整備や魅力発信などによる需要の掘り起こし」、「関係者間の連携・共創や路線の見直しなどによる運行の最適化・効率化」、「路線維持のための支援や運転士確保の推進などによる運行基盤の整備・充実」を掲げています。

② 施策・事業

ア 需要の掘り起こし

県・市町村・バス事業者等で構成する「宮崎県バス利用促進協議会（仮称）」を設置し、関係者が一体となって、より効果的な利用促進策の検討・実施などに取り組むほか、様々な交通機関等の検索・予約・決済を専用アプリで一括で行うM a a Sの推進や新たなキャッシュレス決済の導入に取り組んでいきます。

イ 運行の最適化・効率化

バスと各交通モードの結節強化（乗り継ぎの円滑化）に向け、関係者による検討会を開催したり、地域間幹線バスについて、各路線の状況を客観的に評価するための指標を設けた上で、関係者間であり方を検討し、路線の最適化・効率化を進めていきます。

ウ 運行基盤の整備・充実

地域間幹線バスや広域的コミュニティバスについて、引き続き運行費等を補助したり、環境負荷の軽減や運転士不足への対応の観点からEVバスの導入や自動運転技術の活用に係る検討に取り組んでいきます。

委員からは、「バス利用促進協議会の設置・取組は重要。バスと鉄道が重複する区間を効率良く運行するための協議に当たっては、交通系ICカードの情報から利用の濃淡を分析したり、行政のもつ医療機関や商業圏への交通手段をどうしているかの情報などを分析したりできないか」や「モデル地区を設けて進めると、より課題や効果の分析を深めることができ、横展開をしやすいのではないかと思う」との意見がありました。

（3）県内外の取組

以下のとおり県内外で現地調査を実施し、調査事項に関連する取組や課題等について意見交換を行いました。

① 交通事業者の取組（宮崎交通株式会社）

路線バスを取り巻く厳しい現状の中で、宮崎交通株式会社では、運賃改定をはじめ、経費節減と効率化、人材確保、安全面に関する取組などを進めています。また、「みやざきシニアパス」や「AI活用型オンデマンドバス運行」、「キャッシュレス決済の推進」、「MaaSの取組」など、県や市町村と連携した取組を進めています。

調査先からは、「バス事業の根幹である安全性の確保を大前提に、交通政策のみを考えるとなく、経済的・生活水準的・文化的にも総合的に向上する宮崎県を想定し、持続可能な交通ネットワークを構築したいと考えており、県にもそのように提案している」、「地域住民の生活の足、生活支援としての交通ネットワークを維持発展させるため、県や沿線市町村と連携して、利用者の声を反映させるための仕組みを作りたい」、「路線を「維持する・守る」から「攻める・発展させる」取組としたい」との説明がありました。

② 住民の移動手段確保・移動支援の取組

ア 西米良村

西米良村内には定時運行の村営バスがあるものの、利便性などの理由から利用率が低迷し、村民アンケート（令和2年度）では、回答者の48%が「10年後の生活において日常的な移動手段が不安」と答えるなど、住民の移動手段確保が重大な課題となっています。より利便性の高い交通網を構築するための課題の一つとして、「地区内のコミュニティバスが運行しないエリアの高齢者の移動手段の確保」があり、県の補助事業等を活用して地区内の住民がドライバーとなって高齢者等の移動支援を行う仕組みを構築しています。

令和5年度からは、村営バス3路線のうち、1路線はすべて定時定路線、2路線は、通学者が利用する朝夕の1便のみを定時定路線とし、日中は利用者が乗降区間や時間を予約する「デマンド型バス」とすることとしています。

デマンド型バスは、小型車を利用し、予約のない時間帯は、「高齢者の買い物支援」や「診療所への移送」で活用するなど、「村民幸福度の高い福祉の村づくり」と「高齢者が尊厳をもって暮らせる地域づくり」につなげるために、交通政策担当課と様々な担当課が連携して取り組んでいます。

委員からは、「市町村に求められているものは、自治体の限界を超えているものが多いことや、財源配分の問題や偏在の是正について、知事に訴えてもらいたい。税制の抜本的な改革が必要だと思う」との意見がありました。

イ NPO法人東米良創生会

NPO法人東米良創生会（主たる事務所：西都市）は、社会福祉法人善仁会理事長が、両親の出身地である東米良地区に貢献したいという想いで設立し、善仁会職員2名が、同法人事務局員となって東米良地区に移住し、東米良の課題解決に取り組んでいます。

地域課題の一つとして、「地区内のコミュニティバスが運行しないエリアの高齢者の移動手段の確保」があったことから、同法人では、県の補助事業等を活用して移動支援

の仕組みを構築し、地区内の住民がドライバーとなり高齢者等の移動支援を実施しています。予約に応じて、自宅から地域内のバス停、診療所などの目的地まで送迎しており、令和3年度の利用者は延べ1,859人となっています。ドライバーは無償ボランティアで、農業や自営業者、地元企業の社員など22名が登録（令和4年3月時点）しています。車両は、同法人が所有する3台を使用し、利用者からはガソリン代相当額を徴収しています。未就学児の保育所への送迎や高齢者の月1回の買い物支援も実施しています。

ウ 徳島県

徳島県では、おおむね10年程度の基本的な方向性として、令和元年度に「次世代地域公共交通ビジョン」を策定し、「モーダルミックスの推進」、「新たな運行形態の導入」、「つなぐ仕組みの構築」、「地域で支える意識の醸成」などの取組を進めています。

徳島バス株式会社とJR四国は、県南部地域の地域旅客運送サービスの利便性向上を図るとともに、四国に最適で持続可能な「公共交通ネットワークの四国モデル」を構築することを目的に、令和4年から一部路線で共同経営を行っています。JR乗車券類で高速バスの途中乗降の利用を可能としたり、一部の駅で鉄道とバスを乗り継ぐ場合に、JR乗車券による通し運賃を適用することで乗換時の初乗り運賃を不要とするなど運賃面で連携を図っています。

委員からは、「徳島バスとJR四国の共同経営に至るまでに苦労したことは何か」と質問があり、「両者がWIN-WINになる関係を築けるよう、県が仲介した」、「共同経営に至るまでの課題は運賃だったが、両者が地域の足を守る使命感を持って、同じ協議のテーブルについたことが大きな成果を生んだ」との回答がありました。

(4) 県への提言

① 持続可能な公共交通の実現へ向けた国への要望

地域公共交通は、県民生活や経済活動、地域活性化に不可欠な基盤ですが、将来にわたって維持・確保、充実を図るためには課題が多くあります。現地調査で訪問した西米良村では、村唯一のタクシー会社が廃業し、生活の足の確保に苦慮していたり、住民の半数が、「10年後の日常的な交通手段に不安がある」と感じているという話を伺い、地域の生活の維持には、住民の移動手段確保が待ったなしの状態だと再認識しました。

持続可能な公共交通を実現するためには、地域の実情に合った支援が適切に講じられる必要があります。引き続き国に必要な予算の確保や財政支援の拡充を求めることを要望します。

② 関係機関との連携による運行の最適化・効率化

宮崎県バス利用促進協議会（仮称）の設置とその取組は、本県の地域公共交通のあり方を検討していく上で非常に重要です。バスと各交通モードとの結節強化について、例えばバスと鉄道が重複している区間を効率良く運行する方法などを協議する中で、交通系ICカードの利用者情報や、行政が保有する医療機関や商業圏への交通手段の利用状況などを

把握・分析したり、モデル地区を設けて実証を進めるなど、課題の整理と効果の検証を深め、県内でバスと鉄道それぞれが効率的な運行を維持できる方法を検討することを要望します。

③ 新たな交通手段の検討

高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、県民の交通手段の確保が喫緊の課題となっています。国においては、地域交通の担い手不足の解消に向けて、一般ドライバーが自家用車で乗客を運ぶ「ライドシェア」などの規制改革が議論されていますが、既に実施されている自家用有償旅客運送制度における運行するドライバーの収入の安定や、運行主体の参入条件の緩和をはじめ、引き続き国の動きを注視し、必要な施策は速やかに実施することを要望します。

また、都市部や観光地における移動の利便性を向上させるためにも、短い距離の移動手段や二次交通の拡充について、一層積極的に検討していくことを要望します。

4 デジタル化の推進（A Iの活用を含む）に関すること

（1）デジタル化への取組

人口減少・少子高齢化によって、生産年齢人口の減少が進む中においても、社会経済活動を維持・発展させていくため、県では、行政や産業の各分野においてデジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上に向けた取組を行っています。

① 行政におけるデジタル化の取組

ア 行政手続きのオンライン化の推進

県民サービスの向上と業務の効率化の両立を図るため、窓口や郵送による申請手続きについて、利用者数の多いものから順次オンライン化を進めています。オンライン化を進めることで、来庁不要で24時間365日申請が可能となり、県民の利便性が向上するほか、職員が紙に記入された申請内容をシステム等に入力し直す手順が自動化され、事務の効率化が図られます。県では、年間約67万件の申請を受け付けており、令和4年度末では、約32万6千件分（全体の48.1%）についてオンラインでの申請が可能となっており、令和6年度末までに、全体の70%を超える約47万6千件分の手続きをオンライン化することを目指しています。

イ デジタルツールを活用した業務効率化

大量のデータを扱う定型的な業務にA I－OCR^{※1}、RPA^{※2}を活用することで業務効率化を図ったり、A Iによる音声認識技術を活用して音声を自動でテキストデータ化する「議事録作成支援システム」を導入し、文字おこしを自動化し、議事録や講演録等の作成に要する業務時間の削減を図っています。

※1 A Iの技術を用いて画像やPDFファイルなどから文字情報を判別し、抽出・データ化できるツール

※2 定型的で反復的な作業を、自動で高速かつ正確に行うことが可能となるツール

ウ SNSツールの利活用拡大

県の公式LINEアカウント上に、シナリオ型のチャットボット^{※3}を活用したQ&A機能を追加することで、防災や暮らしにかかわる情報などを効果的かつ効率的に提供するとともに、窓口での負担を軽減しています。チャットボットは、職員が修正をすることが可能で、新しい情報を追加しながら、わかりやすい・情報が探しやすいものへと随時、改善していく予定です。

※3 お喋りを意味するチャットとロボットを合わせた言葉

エ 庁内におけるデジタル人材育成

デジタル技術の急速な進化に対応するため、自治体DXを担う庁内人材の育成に取り組んでおり、各種研修の実施や県職員によるIT関連資格の取得を支援しています。ITパスポートや基本情報処理技術者試験を受験し合格した場合に、受験料を助成したり、国家試験を目指す職員に向けたオンライン研修を提供しています。

オ 市町村のデジタル化支援

市町村が行う自治体DX化に対して、伴走支援や研修会・講演会を実施しており、「自治体DXサポート事業」では、国が地方自治体に対し令和7年度までの実施を求めている「自治体情報システムの標準化・共通化」への対応策を中心に、令和5年度から3年間の市町村の取組支援を行っています。また、県内市町村の首長を対象に、自治体DXを推進することの重要性と、その進め方に関する講演会を開催したり、市町村の情報主管課職員を対象に、自治体システムの標準化・共通化に向けた国の動きと取り組むべき個別な手法について学ぶ研修会等を開催しています。

② 産業におけるデジタル化の取組

課題として、「事業者の理解が進んでいないこと」、「デジタルスキルを持った人材が不足していること」、「費用対効果が見えにくく、設備投資に至らないこと」があり、これに対する対応として、「啓発、理解促進」、「人材育成」、「実装支援」の3つの視点に基づく取組を推進しています。令和5年度の主な取組は、下記のとおりです。

ア 啓発、理解促進

「みやぎDXさがけプロジェクト推進事業」では、県内事業者や支援機関等を対象に、デジタル技術の活用事例や最新情報等に関するセミナーを年6回開催しています。

また、県内事業者を対象に、最新デジタル技術やDXソリューションを紹介する「みやぎDX技術体験展示会」を開催しています。

イ 人材育成

県内就職を希望しITスキル向上の意欲ある高校生及び大学生を対象にしたITスキ

ル関連の連続講座や、IT企業等への就職支援を実施する「次世代地域IT人材育成・確保事業」、県内企業への就職を目指す離職者及び求職者を対象にITスキル習得のためのオンデマンドのWEB講座や県内企業への就職支援を実施する「地域密着型IT人材育成事業」を実施しています。

また、県内事業者を対象に、経営・マネジメント層、デジタルリーダー層、一般従業員層のデジタル推進員など各階層に必要とされるデジタル知識等のリスキリング講座を開催する「産業デジタルリスキリング推進事業」を実施しています。

ウ 実装支援

「産業デジタル実装支援事業」では、事業者の規模や業種に応じたデジタル技術等の導入を支援しており、「産業DXサポートセンター設置事業」では、県内事業者のDXを一步目からサポートしていくための相談窓口を設置しています。相談は、WEB上の特設サイトや電子メール、電話、対面で受け付け、必要に応じて現場を訪問しながら継続的な支援を行っています。

(2) AIの活用

AIの研究は1950年代後半から始まり、2000年代に入って機械学習やディープラーニングによって、その精度が飛躍的に向上したことから、現在、実用化が急速に進んでいます。

これらの技術の進歩により、医療や自動運転など高い安全性が求められる分野でもAIの活用が可能となってきています。AIの中でも、「生成AI」は、インターネット上の膨大なデータを学習し、学習した内容をもとに、文章や画像などを新たに作成する人工知能のことで、行政分野においても業務効率化に資するツールとして期待されています。

生成AIに係る国の動きとして、令和5年5月に内閣府がAI戦略会議を設置し、議論をはじめたほか、個人情報保護委員会やデジタル社会推進会議などにおいて、生成AIの利用に関する注意事項等を取りまとめるなど、活発な議論がなされています。

① 行政におけるAIの活用

生成AIの活用に向けた全国の実証状況について、令和5年9月時点で生成AIを既に導入している都道府県が38%、検証中・試行中が49%となっており、8割を超える都道府県が生成AIの利活用を推進している状況となっています。

県では、令和5年6月に庁内にワーキンググループを設置し、1ヶ月間の実証試験を行い、対象業務の選定や効果、課題について整理し、セキュリティ対策の面から安全に利用するための環境整備や、生成AIを効果的に利用するためのマニュアル作成、人材育成など必要な課題を明らかにしました。

実証試験において、生成AIは、文章作成や要約等において業務効率化に一定の有効性があると確認できたことから、現在、全庁での利用を段階的に開始するための検討を行っています。検討にあたっては、先の課題を解決するため、利用マニュアルの整備やセキュ

リティ対策が施されたシステムの構築、利用者（職員）のスキルアップのための研修などを中心に議論しています。

全国の市町村の取組状況としては、令和5年9月時点で生成A Iを導入している自治体が6%、検証中・試行中が32%と、生成A Iの利活用を推進している自治体が約4割となっています。県内市町村では、既に導入した市町村が2市1町の12%、検証中・試行中が5市7町の46%となっていますが、検討自体がこれから、という市町村もあるため、「自治体D Xサポート強化事業」などを活用し支援していくこととしています。

② 産業におけるA Iの活用

産業におけるA Iの活用について、実装支援補助金で支援した事例として、飲食業では、POSレジデータと人流・気象情報等のビッグデータを基にA Iで需要予測等を行うシステムを導入する企業の取組、建設業では、手作業で毎日作成していた書類について、過去の書類をデータベース化し、書類作成をデジタル化した上でA Iで最適な入力候補を自動で表示させるシステムを導入した企業の取組があります。また、農業においては、ピーマンの自動収穫ロボット等の取組が進んでいます。

（3）県内外の取組

以下のとおり県内外で現地調査を実施し、調査事項に関連する取組や課題等について意見交換を行いました。

① デジタル技術を活用した地域活性化の取組（椎葉村）

あらゆるものがインターネットにつながるI o Tの世界が到来し、また、デジタル技術を活かして都市部と椎葉村の情報格差が大幅に小さくなってきたことを受け、椎葉村では、eスポーツを活かした人材育成に取り組んでいます。eスポーツは、性別や年齢の格差が生じず多くの人を楽しめるため、村民を対象にしたeスポーツに関するイベントや講座等の開催のほか、村外からのeスポーツ合宿誘致などの関係人口創出に活用するなど、「日本で最もeスポーツに熱い村」としてデジタルを活用した地域活性化の取組を進めています。

② 少子高齢化・人口急減の中でもヘルスケア領域のサービスを維持する取組（都農町）

都農町は、D Xを活用して誰もが住みやすい地域づくりを目指しており、民間、行政、財団法人が一体となって、「デジタルフレンドリー推進事業」に取り組んでいます。

都農町の人口は9,906人（令和2年10月1日時点）、高齢化率は約40%で、過疎地域に指定されており、今後30年間で人口は約半減すると予測されています。また、1人あたりの医療費は県内最低で全国平均を下回っていますが、近年は年々上昇し、全国平均に近づきつつあることや、全国的な人材・人手不足により、町内でもヘルスケア領域の担い手が不足する中、町民一人ひとりの健康寿命を延ばし、かつ、専門職人材の負担を軽減する施策が求められています。

このような中で、国の令和4年度第2次補正予算「デジタル田園都市国家構想交付金」の「マイナンバーカード利用横展開事例創出型」に事業が採択され、町民のヘルスケアに活かせる複数のサービスと都農町内で利用できる地域ポイントサービス（地域通貨）を令和5年度中に実施することとしています。

（４）県への提言

① 地域の実情に危機感を持ったデジタル化の推進

国は、省庁横断の司令塔としてデジタル庁を設立し、社会全体のDXの推進を通じて全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現すべく取組を進めていますが、県民生活の上では、まだ実感しにくい状況です。

国が進める地方自治体情報システムの標準化・共通化のようなインフラ整備と並行して、地域が抱える人口減少などの課題を、AIなどデジタル技術の活用によって解決する取組が重要です。県においては、「5年後、10年後に存続していない地域や地域産業があるかもしれないという危機感」と「地域が抱える課題をAIなどデジタル技術の活用により解決するという強い決意」を持ってデジタル化の推進を加速することを要望します。

② デジタル化推進における県の役割の強化

現在は、各産業がそれぞれにデジタル化を進めており、デジタル化の推進が本当に地方の担い手不足の解消や地域活性化に資するのか実感しにくい状況です。

県においては、このままでは地域の産業がなくなるかもしれないほどに産業の担い手不足が深刻であることに危機感を持ち、担当部局がリーダーシップをとってそれぞれの産業のデジタル化を進めることを要望します。

また、県庁内のデジタル推進に取り組むことはもとより、市町村のデジタル推進の相談窓口としての機能を高め、県の行政全体のデジタル化を一層進めることを要望します。

③ デジタル社会を支える人材の育成・確保

誰もがデジタル技術や機器の活用を身近に、簡単に感じるためには、デジタルに触れる初期の支援が重要です。国は、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」のために、デジタルに不慣れな人をサポートする「デジタル推進委員」を全国で5万人確保するとしています。県においては、県民の受け皿として支援に当たるデジタル推進委員の必要数を早急に明確にし、必要な対策を検討することを要望します。

また、県内の高度な技術を持つデジタル人材の活動事例を、若い方やデジタル技術に興味のある人に紹介するなど、県民のICTリテラシーの向上や、地域で活躍できるデジタル人材を育成することを要望します。

Ⅲ 結 び

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について総括して報告しました。

各調査項目に対する県への提言は、先に述べたとおりですが、当委員会で年間を通じて調査した「人口減少・地域活性化対策」は、宮崎県の今、そして将来のあり方に関わるテーマです。

県においては、宮崎県総合計画のもと各部局が具体的に取組を進めていますが、少子・高齢化が進行することで経済の規模が縮小したり、地域生活の維持が困難となることが懸念されるなど地域が直面する現状や課題は深刻化しています。「5年後、10年後に存続していない地域があるかもしれない」や、「人手不足で地域産業がなくなっているかもしれない」という地域の現状や数年先の未来に対する一層の危機感と課題を解決する強い決意を持ち、関係部局が一体となって、人口減少対策を強力に推進することが重要です。

当委員会の提言を踏まえ、知事の強いリーダーシップのもとで、全ての県民が活躍できる社会、安心して豊かに暮らせる地域を創っていくことを期待して当委員会の報告といたします。

IV 委員会設置等資料

(資料Ⅳ-1)

特別委員会の設置

(令和5年5月17日議決)

- 1 名称 人口減少・地域活性化対策特別委員会
- 2 目的 人口減少及び地域活性化対策に関する所要の調査活動を行うことを目的とする。
- 3 委員定数 12名
- 4 期限 令和6年3月31日までとする。
- 5 活動 本委員会は、地方自治法第109条第8項の規定により、必要と認めた場合には議会閉会中も随時開催することができる。

(資料Ⅳ-2)

委 員 名 簿

(令和5年5月17日選任)

委 員 長 川 添 博

副 委 員 長 本 田 利 弘

委 員 坂 口 博 美

委 員 井 本 英 雄 (令和5年6月2日辞任)

委 員 丸 山 裕 次 郎

委 員 日 高 陽 一

委 員 福 田 新 一

委 員 今 村 光 雄

委 員 山 内 佳 菜 子

委 員 前 屋 敷 恵 美

委 員 黒 岩 保 雄

委 員 下 沖 篤 史

委員会活動経過の概要

令和5年5月17日

○ 臨時会

- 1 人口減少・地域活性化対策特別委員会の設置
- 2 委員の選任及び正・副委員長の互選

委員長	川添博
副委員長	本田利弘
委員	坂口博美
委員	井本英雄
委員	丸山裕次郎
委員	日高陽一
委員	福田新一
委員	今村光雄
委員	山内佳菜子
委員	前屋敷恵美
委員	黒岩保雄
委員	下沖篤史

令和5年5月26日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、今後の委員会の調査事項、活動方針・計画等について協議した。

- 1 総合政策部
 - (1) 本県の人口減少等の現状と取組について

令和5年6月26日

○ 委員会（6月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外・県内調査の調査先等について協議した。

- 1 福祉保健部
 - (1) 本県が目指す将来像とその実現に向けた取組
 - (2) 「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できる社会づくりの推進について

令和5年7月20日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外・県内調査の調査先等について協議した。

1 商工観光労働部

- (1) 県内で働く人を育てる、確保する取組について
- (2) 県内企業の成長促進や産業づくりについて

令和5年7月25日～26日

○ 県内調査

1 三股町役場

人口減少対策、移住定住促進の取組について調査を行った。

2 株式会社ミヤザキ（小林市）

Uターン者の雇用、地域貢献の取組等について調査を行った。

3 西米良村役場

経済の地域内循環、移動手段確保の取組について調査を行った。

4 NPO法人東米良創生会（西都市）

住民の互助輸送、地域活性化の取組について調査を行った。

令和5年8月29日～30日

○ 県内調査

1 美郷町役場

人口減少対策（空き家・移住定住・子育て支援）の取組について調査を行った。

2 椎葉村役場

eスポーツを通じた地域活性化の取組について調査を行った。

3 協同組合もろつかわーく（諸塚村）

特定地域づくり事業協同組合の取組について調査を行った。

4 都農町役場

デジタル技術を活用した取組について調査を行った。

令和5年9月26日

○ 委員会（9月定例会）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、県外調査の調査先等について協議した。

1 総合政策部、環境森林部、農政水産部、県土整備部

- (1) 中山間地域振興計画
- (2) 中山間地域振興に向けた施策

令和5年10月17日～19日

○ 県外調査

- 1 NPO法人SOS子どもの村JAPAN（福岡県福岡市）
困難を抱えるこどもの支援について調査を行った。
- 2 福岡市社会福祉協議会（福岡県福岡市）
福岡から日本の社会課題を解決する取組について調査を行った。
- 3 大塚国際美術館（徳島県鳴門市）
企業の地域貢献の取組について調査を行った。
- 4 徳島県庁（徳島県徳島市）
徳島県の地方創生に関する取組について調査を行った。
- 5 徳島県木のおもちゃ美術館（徳島県板野町）
赤ちゃんから高齢者までが楽しむ「集いの空間」等について調査を行った。
- 6 株式会社パソナ（兵庫県淡路市）
企業の本社機能移転、地方創生の取組について調査を行った。

令和5年11月6日

○ 委員会（閉会中）

次の事項について県当局から説明を受けるとともに、次回の調査内容等について協議した。

- 1 総合政策部、総務部、農政水産部
 - (1) 本県におけるデジタル化への取組について
 - (2) AIの活用について

令和5年12月8日

○ 調査（第4委員会室）

- 1 総合政策部
地域公共交通の現状と主な取組（バス、鉄道等）
- 2 宮崎交通株式会社
宮崎交通株式会社の現状と取組（バス）

○ 委員会（11月定例会）

提言内容及び次回の調査内容について協議した。

令和6年1月19日

○ 調査（議会運営委員会室）

- 1 株式会社ワーク・ライフバランス 大畑 慎護 氏
働き方改革の観点からの少子化対策等について調査を行った。

○ 委員会（閉会中）

委員会報告書骨子（案）について協議した。

令和6年3月12日

- 委員会（2月定例会）
委員長報告（案）について協議した。

令和6年3月14日

- 本会議（2月定例会）
委員会の調査結果について委員長が報告した。